

第38回シーポートちやたんカーニバル シーポートちやたんカーニバル出店要項

開催日：令和6年9月28日(土)29日(日)、

1. シーポートちやたんカーニバル出店に関する一切の事項は、この要項による。
2. 委託団体と業者は、この要項を厳守しなければならない。
3. 出店業者申込者の資格及び基準
商工業者（北谷町商工会員・飲食業組合員・観光協会員）で原則として現業種であること。
（※不動産会社が飲食店を営業していた場合、両方とも会員でなければならない）
出店申込者と簡易営業許可書の名義人が同一である事。
4. 出店基準
 - (1) 法令等により許可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
 - (2) 公序良俗に反する物品および法律に反する商品販売及び出店を認めない。
(レーザーポインター、パーティースプレー、BBガンなど、)
5. カーニバル実行委員会は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合は、委託団体とその業者に営業停止を命じることができる。
6. 出店注意事項
 - (1) 指定された場所を他人に貸したり、目的外に使用してはならない。
 - (2) 指定された場所以外で物品販売をしてはならない。
 - ①いかなる商品も移動販売は禁止
 - ②前面とびだしの禁止
※建て看板・パラソル・ワゴン等の設置禁止（アイスボックスのみ可能）
※但しパラソルは衛生の問題により日差しよけの為夕刻までは設置を認める。
 - (3) 指定価格で物品を販売しなければならない。（添付のメニュー価格表を参照）
 - (4) 全ての商品に販売価格を提示すること。
 - (5) 店舗前が見やすい場所に商号（店舗名）を提示すること。
 - (6) コカ・コーラ、ソフト等の清涼飲料水、オリオンビール、カーニバル実行委員会の指定した業者又は、会場内に設けた取次所で仕入れること。
 - (7) 指定された営業時間を厳守すること。
 - (8) 出店許可証を必ず携帯しテント内に掲示すること。許認可の無い営業は、一切認めない。
 - (9) 給排水及び電気設備等は実行委員会の指導管理のもと使用する事。
 - (10) 北谷公園サンセットビーチ及びその他施設から一切電力をとってはならない。

- (11) 飲食物を取扱う業者の場合は、特に品質管理を徹底して行い、食中毒の発生が無いよう厳重に注意すること。
- ①シーポートちやたんカーニバル実行委員会及び受託団体は、夜間警備を委託するが、盗難その他不測の事態が生じて一切の責任を負わない。
 - ②テントの設営に関しては、来場者の安全が確保できるように努めて設営にあたること。
 - ③当日は、食品衛生指導員・消防署の指示に従うこと。
 - ④食中毒が発生したテナント業者は次年度以降出店を認めない
- (12) 盗難及び危険防止等のために営業にともなう管理を充分行うこと。
- (13) 申込以外の物品等を新たに扱う場合は、カーニバル実行委員会に前もって届出を行い、承諾を得ること。
- (14) カーニバル期間中、不測の事態以外は最後まで営業を続けることに努める。営業途中で引き上げる場合は、必ず受託団体にその旨を連絡し了解を得ること。
- (15) お客様から出たゴミはテナントでは引き受けず指定のゴミ分別所に行くように説明して下さい、店舗周辺の清掃は開店前までに行う。
- ※テナントより出たゴミ、廃材、廃油、生ゴミ、ブルーシートは各自責任を持って持ち帰る事。
- (16) シーポートちやたんカーニバル実行委員会の食券以外は発行も使用も禁止。
7. この出店要項に定めていない件に関しては、シーポートちやたんカーニバル実行委員会の指示に従うこと。

8. 申込及び申込場所

- (1) 他人の商号又は名義を借りて申込みことを禁ずる。
※発覚した場合は出店料金を2倍とし、来年以降の申込を受け付けない。
- (2) 申込手続きを完了したものに対して、委託団体が発行する出店許可証を9月28日(土)に交付する。

9. 出店料

- (1) テナント出店料は¥55,000+ゴミ回収料¥5,000 合計¥60,000
キッチンカー出店料は¥50,000+ゴミ回収料¥5,000 合計¥55,000
- (2) 出店料は、原則として返金しない。悪天候で全日程中止になった場合は、50%返金、1日が中止の場合返金はしない。
- (3) 悪天候、災害や事故等でカーニバルが中止になった場合、カーニバル実行委員会は一切責任をとりません。

10. 設営及び撤去の日程

- (1) テント設営・令和6年9月26日(木)午後12時~18時(ビーチ内来場者の安全確保のため)
※テナント内部の設営準備は、翌日金曜日でかまいません。
※テント設置は電気配線作業の都合、木曜日で完了する事。
- (2) 内部設営・令和6年27日(金)午前9時~18時
※テナント設営は仮設電気工事・保健所・消防署の検査などに影響しますので指定された時間までに設営すること

※テントの大きさは2間×3間(3.6m×5.4m)とし、各自で準備すること。

※テントのない方は(テント・テーブル・椅子)有料で貸し出しします。

(3) 撤 去：令和6年9月29日(日)24時まで(時間厳守)

※カーニバル終了次第速やかに撤去し、翌日に持ち越さない様徹底してください

※撤去の際、会場への車両乗り入れは安全確保の為、当日シーポートちやたんカーニバル実行委員会及び受託団体の指示に従ってください。

1 1. 出店場所の設定

(1) 出店場所は説明会時に指定場所を抽選により決定する。

(2) 場所決定後に、出店業者同士の合意により、場所の変更を行う場合は、カーニバル実行委員会(テナント委員会)へ連絡し、その承諾を得ること。

1 2. 営業時間

(1) 開 店：午前12時~14時

(2) 閉 店：花火打ち上げ終了後、8時30分まで

※28日(土)29日(日)、昼12時にはビーチ内より搬入車輛を出して場に駐車して下さい。駐車許可証を発行します

※営業時間は、厳守すること。

1 3. 補則事項(営業時間と電気の消灯について)

○花火打ち上げは午後8:00頃の予定で、花火終了まで通常営業。

※花火打ち上げ終了から8:30まで(並んでいるお客さんのみを対象)・・・

※テントの中はそのまま点灯して片付けおよび撤去作業に入ってください。

※違反の場合は電源を遮断し、営業を中止させていただきます。

1 4. 出店業者に係る駐車場

シーポートちやたんカーニバル実行委員会の了解を得て委託団体が管理する。

1 5. その他

(1) シーポートちやたんカーニバル実行委員会が不相当だと判断した行為があった場合は、委託団体は出展者へ中止命令をだし、これによって生じた損害についてシーポートちやたんカーニバル実行委員会は一切の負わない。。

(2) シーポートちやたんカーニバル実行委員会は円滑な運営を行うために、その他決定事項はシーポートちやたんカーニバル実行委員会の支持に従うものとし、これによって生じた損害についてシーポートちやたんカーニバル実行委員会は一切責任を負わない。

出店に関する注意事項

(1) 出店者全員

1. テナント内部を含む設営は9月27日(金)の18時までに終えて下さい。
2. テント、蛍光灯、延長コード、イス、テーブルなど各自で準備して下さい。
3. テナント会場であるサンセットビーチ側遊歩道への車輛の乗りは搬入・搬出時のみ通行可能。ただし、**2トン車以内とする。**
4. 営業時間中の会場および駐車禁止区域への車輛の乗り入れを禁止します。
※準備の際は昼12時までには、会場から車輛を出して指定駐車場へ移動して下さい
※9月29日(日)の祭終了後の車両乗り入れは、21時以後になります。また
同日、祭り終了後24時までには搬入車両を会場から出して下さい。
ビーチ北側川沿いのゲートを閉門します。
5. 各テナントは、指定駐車場へ駐車すること。
通行・駐車許可証を1枚発行します。
※許可証には、テナント名、代表者名、車両番号、携帯番号を記載の上必ずフロントガラスへ提示すること

(2) 飲食業を営む出店者

1. テントを網又はシートなど横幕で囲むこと、床面もブルーシートとベニヤ板で覆う事。又、砂や埃のたたない工夫を行って下さい。
※保健所、消防署の要項、指示に従って下さい。
※会場を汚さぬよう各自準備を徹底すること。
2. 飲食テナントは別紙、(※保健所資料)「飲物類販売に関する注意事項」を厳守すること。
3. **生産物賠償責任保険に加入し、証書の写しを実行委員会宛 FAX 又は直接提出してください。**
※食中毒およびお客様とのトラブルに関しては、シーポートちやたんカーニバル実行委員会及び委託団体は一切責任を負わない。
4. 各自にて消火器を準備しテント内に消火器設置場所と指定して設置して下さい。**※(消防法により厳守する事)**

(3) 作業についての遵守事項

1. ロープを植栽木に留めて結んだりしてテントを設置しないこと。(木の保全)
2. ブルーシート、ベニヤは必ず持参し27日(金)までに床面敷いて下さい。
3. 水などは植栽木等にこぼさないで指定場所へ捨ててください。
4. **共同給排水流し台には油・生ごみを絶対に流さないこと。(各自持ち帰って下さい)**
5. ビーチ北側川沿い公園内入口ゲートを開けたら必ず閉めて下さい。(関係者以外は進入禁止です。)

(4)

6. ビーチ会場内ではハザードランプを点滅させ、最徐行にて通行すること。
7. ビス・針金・タッカー針・等はきちんと管理し、砂浜には決して残さない様にする。
8. 販売スタッフも日除けの確保や水分補給を行い、熱中症対策を行うこと。

(4)指定商品

コーラ・ソフト等の清涼飲料水、ビール、そば(麺)、氷は、実行委員会の指定した業者又は、会場に設けた取次所で仕入れること。

業 者 名	取 扱 商 品	担 当 者	当 日 連 絡 先
沖縄コカ・コーラボトリング(株)	ソフトドリンク		
仲松商事 鏡原酒販 ※調整中	オリオンビール ビールサーバー		
(株)西原製氷 TOPアイス ※調整中	氷	藤沢	

(5)その他注意事項

1. 木炭の使用は原則使用禁止。
2. 火気の使用場所を植栽より遠ざけること。植栽にて被害が出た場合は、当事者負担で弁償を行う。
3. 開店、閉店前の清掃を徹底して行うこと。
4. 指定場所以外に車輛の駐停車をした場合、警告なしでレッカー移動する。
5. ビン、ガラス等の容器にて飲食物の提供を禁止する。(紙コップ等へ移し替える)

(6)食券について

シーポートちたんカーニバル実行委員長が発行する食事券は全てのテナントで 使用できるものとする。

(7)食券の清算

(1)期 間:令和6年10月2日(水)～令和6年10月4日(金)※平日のみ

(2)時 間:午後1時30分～午後5時まで

(3)場 所:北谷町観光協会事務所(北谷町字美浜16番地の2)

※美浜セブンプレックス映画館向かい

(4)連絡先:098-926-5678

(5)持 参:印鑑

(6)その他:①10月5日(土)以降の清算は一切行いませんので、予めご了承下さい。

②食券はシーポートちたんカーニバル実行委員会の印鑑、発行日が無いものは一切清算致しません。また、事務局で発行する食券以外は発行も使用も禁止します。

※委託団体

シーポートちたんカーニバルテナント委員会(北谷町飲食業組合)